

大阪市告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月20日

大阪市長 横山英幸

1 許可番号

令和7年5月2日大阪市指令計（開）第7-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西成区北津守3丁目73番2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区南船場2丁目2番4号8F

J S株式会社

代表取締役 樊文俊

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
道路	5.000m	35.000m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
道路	—	斜長3.000m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所
下水道	D=150mm	39.050m	大阪市	—	集水ますI型インバート付 9ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	4.550m	大阪市	—	0号組立マンホールインバート付 1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
下水道	D=150mm	11.300m	大阪市	—	集水ますⅢ型 3ヵ所 撤去工
下水道	D=150mm	3.750m	大阪市	—	集水ますⅡ型 1ヵ所 撤去工
下水道	D=150mm	12.850m	大阪市	—	集水ますⅠ型 3ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)